

豊川市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号本文に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の写し
- (2) 消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第7条第5号本文に掲げる事項が記載されたもの並びに消除された戸籍の附票の写し
- (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者（これらの規定に準じて前項第2号に掲げる住民票の写し等を請求する者を含む。）の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者（これらの規定に準じて前項第2号に掲げる住民票の写し等が必要である旨の申出をする者を含む。）
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申込みの日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市に備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載された者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市に備える戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申込み等)

第4条 前条に規定する対象者で本人通知制度を利用しようとするものは、市長の登録(以下「事前登録」という。)を受けなければならない。

2 事前登録を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、豊川市本人通知制度事前登録申込書(様式第1号)を市長に提出し、当該登録の申込みをしなければならない。

3 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)その他の書類であって申込者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類(以下「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出しなければならない。

4 第2項の申込みを代理人によりしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

5 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第2項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

(3) 登録期間満了後引き続き事前登録を受けようとするとき。

6 申込者は、第2項の規定による申込みに代えて、電子情報処理組織(豊川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年豊川市条例第34号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して申込みをすることができる。

7 第2項から第4項までの規定は、前2項の申込みについて準用する。ただし、第2項の申込みを第4項第2号に定める代理人によりしようとするときは、この限りでない。

(事前登録等)

第5条 市長は、事前登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊川市本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者(以下「事前登録者」という。)に係る住民票の写し等を交付する際に、事前登録者に係るものであることが容易に分かるよう必要な措置を講じるものとする。

3 登録者名簿への登録期間は、事前登録された日から起算して5年とする。

4 事前登録者は、登録期間満了後引き続き事前登録を受けようとするときは、再度、前条に規定する事前登録の申込みを登録期間満了日の1月前から満了の日までにしなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、豊川市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第3項から第5項まで及び前条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(登録者への通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、豊川市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前登録を廃止するものとする。

- (1) 登録期間が満了し、事前登録の申込みがなかったとき。
- (2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (5) その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年9月20日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。